

□一戸建て等		☑共同建て			
☑通常	—	□長期優良	□設計評価	□建設評価	—
□設計			—	☑竣工	

【竣工現場検査】 必要書類チェックシート【K】 (1/1)

- このチェックシートは、共同建て住宅で【フラット35】の設計検査と竣工現場検査を行う場合の、竣工現場検査時に提出する書類を示したものです。
- 下表のDL欄に●が付いている書式は、【フラット35】サイトからダウンロードできます。
- この他に、適合証明検査機関から検査に必要な書類の提出を求められる場合があります。

	申請書類の種類	書式番号	部数	DL
<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第一面）	[適新工第5号書式]	2部	●
<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第二面）【共同建て用】			
<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第三面）【共同建て用】（フラット35登録マンションの場合に提出）			
<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第四面）【共同建て用】（フラット35登録マンションで必要に応じて提出）			
<input type="checkbox"/>	【設計検査時に提出していない場合】 次のいずれかの管理規約等を確認する書類 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 管理規約案（またはマンション管理規約事前確認通知書（※1））および長期修繕計画書案 <input type="checkbox"/> （公財）マンション管理センターが実施する「マンションみらいネット」の登録マンションで、マンションみらいネット登録書の付属書である「維持管理基準適合確認書」の写し 		2部	
<input type="checkbox"/>	検査済証の写し（完了検査と【フラット35】竣工現場検査を同一窓口に申請する場合は不要）		1部	

○【フラット35】Sご利用の場合の追加書類

	申請書類の種類	部数	DL
<input type="checkbox"/>	建築士が作成する工事監理報告書の写し 次のいずれかに該当する場合は不要 （・バリアフリー性を希望する場合、・認定長期優良住宅の場合、・認定低炭素住宅の場合、 ・性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）の場合、・次世代住宅ポイント対象住宅証明書を用いて検査を行う場合）	2部	

○【フラット35】S（優良な住宅基準（金利Bプラン））ご利用の場合の追加書類 （第三者機関の交付する証明書等を活用する場合で、設計検査時に提出していないとき）

性能項目		申請書類の種類	部数	DL
耐震性・バリアフリー性・耐久性・可変性	<input type="checkbox"/>	次世代住宅ポイント対象住宅証明書（写し）（※2）（※3）	2部	
省エネルギー性	<input type="checkbox"/>	次のいずれか（※2） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 次世代住宅ポイント対象住宅証明書（写し）（※3） <input type="checkbox"/> 基準適合住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類（写し） <input type="checkbox"/> 「札幌版次世代住宅認定証」又は「札幌版次世代住宅工事適合証明証」（写し） 	2部	

○【フラット35】S（特に優良な住宅基準（金利Aプラン））ご利用の場合の追加書類 （第三者機関の交付する証明書等を活用する場合で、設計検査時に提出していないとき）

性能項目		申請書類の種類	部数	DL
耐震性・バリアフリー性	<input type="checkbox"/>	次世代住宅ポイント対象住宅証明書（写し）（※2）（※3）	2部	
省エネルギー性	<input type="checkbox"/>	次のいずれか（※2） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 次世代住宅ポイント対象住宅証明書（写し）（※3） <input type="checkbox"/> 所管行政庁が交付する認定低炭素住宅であることまたは集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類（写し） <input type="checkbox"/> 所管行政庁が交付する性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類（写し） <input type="checkbox"/> 「札幌版次世代住宅認定証」又は「札幌版次世代住宅工事適合証明証」（写し）（フラット35S（特に優良な住宅基準（省エネルギー性）の基準を満たすものに限る） 	2部	
耐久性・可変性	<input type="checkbox"/>	所管行政庁から交付される長期優良住宅に係る「認定通知書」、「変更認定通知書」または「承認通知書」の写し（※2）	2部	

（※1） マンション管理規約事前確認通知書とは、管理規約に関する基準について、機構があらかじめ管理規約のひな形（住宅事業者が標準化して使用している管理規約）の内容を確認し、交付したものです。マンション管理規約事前確認通知書（写し）が提出された場合は、管理規約の基準に適合しているものとして取り扱うことができます。

（※2） 竣工現場検査申請時に提出できない場合は、適合証明書交付前までにご提出ください。

（※3） 「5. 適用した次世代住宅ポイント対象住宅判定基準」で選択された基準が、申請する【フラット35】Sの基準を満たすものであることが必要です。